

1. 件名：福島第一原子力発電所における3号機燃料取扱機の遮蔽水深に係る面談
2. 日時：令和元年11月22日（金）16時30分～17時25分
3. 場所：原子力規制庁 9階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、松井安全審査官、高松審査係、山中審査係、高木技術
参与
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部 担当3名

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、3号機燃料取扱機の遮蔽水深を変更したが原子力規制庁への報告が遅れたことに関する原因と対策について、資料に基づき、以下の説明があった。
 - 遮蔽水深の変更経緯
 - ✓ 燃料プール内のガレキの撤去や燃料搬出設備の工事状況により水深が変わる可能性があり、具体的な水深設定値は使用前検査前までに報告することとしていた
 - ✓ 水深の設定値は、燃料プール内の状況の進捗による2回の変更を経て、最終的に350mmとなり、使用前検査受験中のタイミングの報告となった。この報告も指摘されてからの報告となった
 - 原因と再発防止対策
 - ✓ 原子力規制庁に報告する必要がある時期（現場の状況に応じて変更を生じた時期）の認識が甘かったことが原因と考えている
 - ✓ 今後は、当初想定していた事項が変更になり、実施計画変更の審査における説明内容に齟齬が生じることが判明した時点で、速やかに原子力規制庁に報告、説明する
- 原子力規制庁は、説明を受けた内容について確認をし、進行中の現場の状況に即した円滑な審査への対応を求めた。

6. その他

資料：

- ✓ 3号機 燃料取扱機 遮へい水深について

以上